

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 森林保険

① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

③ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	林班	小班	区画	
浅口市鴨方町六条院中宇下原7325	28	イ	33	1 乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施することにより、針広混交林化を目指すものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を目指すものとする。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。 なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性があるとは判断された場合は、必要な措置を講じるものとする。
浅口市鴨方町六条院中宇下原7325	28	イ	34	
浅口市鴨方町六条院中宇下原7325	28	イ	35	
浅口市鴨方町六条院中宇真山戸山6673-1	28	イ	35	
浅口市鴨方町六条院中宇真山戸山7331	28	イ	33	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
所在	林班	小班	区画	
浅口市鴨方町六条院中宇下原7325	28	イ	33	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
浅口市鴨方町六条院中宇下原7325	28	イ	34	
浅口市鴨方町六条院中宇下原7325	28	イ	35	
浅口市鴨方町六条院中宇真山戸山6673-1	28	イ	35	
浅口市鴨方町六条院中宇真山戸山7331	28	イ	33	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 森林保険

① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

③ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	林班	小班	区画	1 乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施することにより、針広混交林化を目指すものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を目指すものとする。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。 なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性がある判断された場合は、必要な措置を講じるものとする。
浅口市鴨方町六条院中宇下原7328	28	イ	27	
浅口市鴨方町六条院中宇下原7328	28	イ	30	
浅口市鴨方町六条院中宇下原7328	28	イ	33	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	林班	小班	区画	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
浅口市鴨方町六条院中宇下原7328	28	イ	27	
浅口市鴨方町六条院中宇下原7328	28	イ	30	
浅口市鴨方町六条院中宇下原7328	28	イ	33	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印		
3528	浅口市鴨方町小坂西字大内177-1	5	ト	32	山林	0.3242	ヒノキ	34						
3529	浅口市鴨方町小坂西字大内177-1	5	ト	34	山林		ヒノキ	14						

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上） 浅口市長 栗山康彦 住 所（同上） ████████████████████	印 印
---	---	------------

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 森林保険

① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

③ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	林班	小班	区画	1 乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施することにより、針広混交林化を目指すものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を目指すものとする。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。 なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性がある判断された場合は、必要な措置を講じるものとする。
浅口市鴨方町小坂西字大内177-1	5	ト	32	
浅口市鴨方町小坂西字大内177-1	5	ト	34	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	林班	小班	区画	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
浅口市鴨方町小坂西字大内177-1	5	ト	32	
浅口市鴨方町小坂西字大内177-1	5	ト	34	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 5 - 2 - 2	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 浅口市長 栗山康彦	(所在地) 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の 内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考	
番号	所 在	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
3532	浅口市鴨方町小坂西字大内178	5	ト	32	山林	0.1558	ヒノキ	34	2024.10.1	5年	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
3533	浅口市鴨方町小坂西字大内178	5	ト	33	山林		ヒノキ	59	2024.10.1	5年					
3535	浅口市鴨方町小坂西字大内178	5	ト	34	山林		ヒノキ	14	2024.10.1	5年					

※管理権の設定を受ける森林は、上記所在のうちスギ・ヒノキ林を対象とする。
 添付図面は森林簿、森林計画図、空中写真等を参考にしてスギ・ヒノキの区域を
 示したものであり、実測していない。
 施業時に実測した場合はその図面により管理していく。

※現況樹種、現況林齢は森林簿に記載された内容。面積は林地台帳に記載された地番の面積。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考	
番号	所在	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印		
3532	浅口市鴨方町小坂西字大内178	5	ト	32	山林	0.1558	ヒノキ	34						
3533	浅口市鴨方町小坂西字大内178	5	ト	33	山林		ヒノキ	59						
3535	浅口市鴨方町小坂西字大内178	5	ト	34	山林		ヒノキ	14						

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住所（同上）</p> <p>浅口市長 栗山康彦</p> <p>住所（同上）</p> <p style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</p>	<p>印</p> <p>印</p>
--	---	-------------------

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 森林保険

① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

③ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	林班	小班	区画	1 乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施することにより、針広混交林化を目指すものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を目指すものとする。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。 なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性がある判断された場合は、必要な措置を講じるものとする。
浅口市鴨方町小坂西字大内178	5	ト	32	
浅口市鴨方町小坂西字大内178	5	ト	33	
浅口市鴨方町小坂西字大内178	5	ト	34	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	林班	小班	区画	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
浅口市鴨方町小坂西字大内178	5	ト	32	
浅口市鴨方町小坂西字大内178	5	ト	33	
浅口市鴨方町小坂西字大内178	5	ト	34	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 森林保険

① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

③ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	林班	小班	区画	1 乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施することにより、針広混交林化を目指すものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を目指すものとする。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。 なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性がある判断された場合は、必要な措置を講じるものとする。
浅口市鴨方町小坂西字大内179	5	ト	32	
浅口市鴨方町小坂西字大内179	5	ト	33	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	林班	小班	区画	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
浅口市鴨方町小坂西字大内179	5	ト	32	
浅口市鴨方町小坂西字大内179	5	ト	33	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-3	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)		(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							浅口市長 栗山康彦		岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地					
											(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢								
2303	浅口市鴨方町小坂東字亀折2795-2	6	▯	6	山林	0.9033	ヒノキ	46	2024.10.1	5年	別添1参照	別添2参照	別添3参照			
2304	浅口市鴨方町小坂東字亀折2795-2	6	▯	7	山林		ヒノキ	46	2024.10.1	5年						
2306	浅口市鴨方町小坂東字亀折2795-2	6	▯	8	山林		ヒノキ	46	2024.10.1	5年						
2307	浅口市鴨方町小坂東字亀折2795-2	6	▯	8	山林		ヒノキ	45	2024.10.1	5年						
2309	浅口市鴨方町小坂東字亀折2795-2	6	▯	10	山林		ヒノキ	34	2024.10.1	5年						
<p>※管理権の設定を受ける森林は、上記所在のうちスギ・ヒノキ林を対象とする。 添付図面は森林簿、森林計画図、空中写真等を参考にしてスギ・ヒノキの区域を示したものであり、実測していない。 施業時に実測した場合はその図面により管理していく。</p> <p>※現況樹種、現況林齢は森林簿に記載された内容。面積は林地台帳に記載された地番の面積。</p>																

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 森林保険

① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

③ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	林班	小班	区画	
浅口市鴨方町小坂東字亀折2795-2	6	□	6	1 乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施することにより、針広混交林化を目指すものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を目指すものとする。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性がある判断された場合は、必要な措置を講じるものとする。
浅口市鴨方町小坂東字亀折2795-2	6	□	7	
浅口市鴨方町小坂東字亀折2795-2	6	□	8	
浅口市鴨方町小坂東字亀折2795-2	6	□	8	
浅口市鴨方町小坂東字亀折2795-2	6	□	10	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	林班	小班	区画	
浅口市鴨方町小坂東字亀折2795-2	6	□	6	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
浅口市鴨方町小坂東字亀折2795-2	6	□	7	
浅口市鴨方町小坂東字亀折2795-2	6	□	8	
浅口市鴨方町小坂東字亀折2795-2	6	□	8	
浅口市鴨方町小坂東字亀折2795-2	6	□	10	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-4	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称)		(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							浅口市長 栗山康彦		岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地					
									(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）																
番号	所在	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考		
2367	浅口市鴨方町小坂東字土井奥3773-3	7	イ	30	山林	0.0196	ヒノキ	38	2024.10.1	5年	別添1参照	別添2参照	別添3参照			
2368	浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	30	山林	0.7368	ヒノキ	59	2024.10.1	5年						
2369	浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	30	山林		ヒノキ	38	2024.10.1	5年						
2370	浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	31	山林		ヒノキ	59	2024.10.1	5年						
2371	浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	31	山林		ヒノキ	44	2024.10.1	5年						
2373	浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	32	山林		ヒノキ	38	2024.10.1	5年						
2374	浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	33	山林		ヒノキ	46	2024.10.1	5年						
2376	浅口市鴨方町小坂東字土井奥3776-1	7	イ	30	山林	0.125	ヒノキ	38	2024.10.1	5年						

※管理権の設定を受ける森林は、上記所在のうちスギ・ヒノキ林を対象とする。
添付図面は森林簿、森林計画図、空中写真等を参考にしてスギ・ヒノキの区域を示したものであり、実測していない。
施業時に実測した場合はその図面により管理していく。

※現況樹種、現況林齢は森林簿に記載された内容。面積は林地台帳に記載された地番の面積。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
2367	浅口市鴨方町小坂東字土井奥3773-3	7	イ	30	山林	0.0196	ヒノキ	38					
2368	浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	30	山林	0.7368	ヒノキ	59					
2369	浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	30	山林		ヒノキ	38					
2370	浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	31	山林		ヒノキ	59					
2371	浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	31	山林		ヒノキ	44					
2373	浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	32	山林		ヒノキ	38					
2374	浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	33	山林		ヒノキ	46					
2376	浅口市鴨方町小坂東字土井奥3776-1	7	イ	30	山林	0.1250	ヒノキ	38					
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>住 所（同上）</p> <p>住 所（同上）</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>浅口市長 栗山康彦</p> <p>XXXXXXXXXX</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>印</p> <p>印</p> </div> </div>													

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 森林保険

① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

③ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	林班	小班	区画	1 乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施することにより、針広混交林化を目指すものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を目指すものとする。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性があるとは判断された場合は、必要な措置を講じるものとする。
浅口市鴨方町小坂東字土井奥3773-3	7	イ	30	
浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	30	
浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	30	
浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	31	
浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	31	
浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	32	
浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	33	
浅口市鴨方町小坂東字土井奥3776-1	7	イ	30	

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
所在	林班	小班	区画	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
浅口市鴨方町小坂東字土井奥3773-3	7	イ	30	
浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	30	
浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	30	
浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	31	
浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	31	
浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	32	
浅口市鴨方町小坂東字土井奥3774	7	イ	33	
浅口市鴨方町小坂東字土井奥3776-1	7	イ	30	

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 5 - 5	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称)			(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							浅口市長 栗山康彦			岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地				
									(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)						
2687	浅口市鴨方町小坂東字杉谷414	11	へ	25	山林	2.6999	ヒノキ	43	2024.10.1	5年	別添1参照	別添2参照	別添3参照			
2694	浅口市鴨方町小坂東字杉谷414	11	ト	9	山林		ヒノキ	44	2024.10.1	5年						
2696	浅口市鴨方町小坂東字杉谷414	11	ト	10	山林		ヒノキ	34	2024.10.1	5年						

※管理権の設定を受ける森林は、上記所在のうちスギ・ヒノキ林を対象とする。
 添付図面は森林簿、森林計画図、空中写真等を参考にしてスギ・ヒノキの区域を示したものであり、実測していない。
 施業時に実測した場合はその図面により管理していく。

※現況樹種、現況林齢は森林簿に記載された内容。面積は林地台帳に記載された地番の面積。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
2687	浅口市鴨方町小坂東字杉谷414	11	ハ	25	山林	2.6999	ヒノキ	43					
2694	浅口市鴨方町小坂東字杉谷414	11	ト	9	山林		ヒノキ	44					
2696	浅口市鴨方町小坂東字杉谷414	11	ト	10	山林		ヒノキ	34					

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上） 住 所（同上）	浅口市長 栗山康彦 	印 印
---	------------------------	--	------------

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 森林保険

① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

③ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	林班	小班	区画	1 乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施することにより、針広混交林化を目指すものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を目指すものとする。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。 なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性がある判断された場合は、必要な措置を講じるものとする。
浅口市鴨方町小坂東字杉谷414	11	ハ	25	
浅口市鴨方町小坂東字杉谷414	11	ト	9	
浅口市鴨方町小坂東字杉谷414	11	ト	10	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	林班	小班	区画	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
浅口市鴨方町小坂東字杉谷414	11	ハ	25	
浅口市鴨方町小坂東字杉谷414	11	ト	9	
浅口市鴨方町小坂東字杉谷414	11	ト	10	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-6-1	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称）			（所在地）					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							浅口市長 栗山康彦			岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												（氏名又は名称）			（住所又は所在地）		
番号	所在	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要す る経費を控除してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき金銭（D）の 額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考			
4290	浅口市鴨方町本庄字加大神2634-1	16	㍶	4	保安林	1.1952	ヒノキ	34	2024.10.1	5年	別添1参照	別添2参照	別添3参照				
4291	浅口市鴨方町本庄字加大神2634-1	16	㍶	5	保安林		ヒノキ	14	2024.10.1	5年							
4296	浅口市鴨方町本庄字加大神2634-2	16	㍶	5	保安林	0.3496	ヒノキ	14	2024.10.1	5年							
4297	浅口市鴨方町本庄字加大神2634-2	16	㍶	6	保安林		ヒノキ	14	2024.10.1	5年							
<p>※管理権の設定を受ける森林は、上記所在のうちスギ・ヒノキ林を対象とする。 添付図面は森林簿、森林計画図、空中写真等を参考にしてスギ・ヒノキの区域を 示したものであり、実測していない。 施業時に実測した場合はその図面により管理していく。</p> <p>※現況樹種、現況林齢は森林簿に記載された内容。面積は林地台帳に記載された地番の面積。</p>																	

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 森林保険

① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

③ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	林班	小班	区画	
浅口市鴨方町本庄字加大神2634-1	16	㊦	4	1 乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施することにより、針広混交林化を目指すものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を目指すものとする。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。 なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性があると判断された場合は、必要な措置を講じるものとする。
浅口市鴨方町本庄字加大神2634-1	16	㊦	5	
浅口市鴨方町本庄字加大神2634-2	16	㊦	5	
浅口市鴨方町本庄字加大神2634-2	16	㊦	6	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	林班	小班	区画	
浅口市鴨方町本庄字加大神2634-1	16	㊦	4	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
浅口市鴨方町本庄字加大神2634-1	16	㊦	5	
浅口市鴨方町本庄字加大神2634-2	16	㊦	5	
浅口市鴨方町本庄字加大神2634-2	16	㊦	6	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-6-2	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 浅口市長 栗山康彦						(所在地) 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)						(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）													経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢										
4303	浅口市鴨方町本庄字加大神2635	16	㍶	5	保安林	0.8555	ヒノキ	14	2024.10.1	5年	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
4304	浅口市鴨方町本庄字加大神2635	16	㍶	6	保安林		ヒノキ	14	2024.10.1	5年								
<p style="color: red; margin: 0;">※管理権の設定を受ける森林は、上記所在のうちスギ・ヒノキ林を対象とする。 添付図面は森林簿、森林計画図、空中写真等を参考にしてスギ・ヒノキの区域を示したものであり、実測していない。 施業時に実測した場合はその図面により管理していく。</p> <p style="color: red; margin: 0;">※現況樹種、現況林齢は森林簿に記載された内容。面積は林地台帳に記載された地番の面積。</p>																		

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 森林保険

① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

③ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	林班	小班	区画	1 乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施することにより、針広混交林化を目指すものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を目指すものとする。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。 なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性があるとは判断された場合は、必要な措置を講じるものとする。
浅口市鴨方町本庄字加大神2635	16	㊦	5	
浅口市鴨方町本庄字加大神2635	16	㊦	6	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	林班	小班	区画	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
浅口市鴨方町本庄字加大神2635	16	㊦	5	
浅口市鴨方町本庄字加大神2635	16	㊦	6	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 5 - 6 - 3	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称)		(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							浅口市長 栗山康彦		岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地					
									(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢								
4306	浅口市鴨方町本庄字加大神2636	16	□	2	保安林	0.1823	ヒノキ	34	2024.10.1	5年	別添1参照	別添2参照	別添3参照			
4309	浅口市鴨方町本庄字加大神2636	16	□	4	保安林		ヒノキ	34	2024.10.1	5年						
4314	浅口市鴨方町本庄字加大神2638	16	□	2	保安林	0.3721	ヒノキ	34	2024.10.1	5年						

※管理権の設定を受ける森林は、上記所在のうちスギ・ヒノキ林を対象とする。
 添付図面は森林簿、森林計画図、空中写真等を参考にしてスギ・ヒノキの区域を示したものであり、実測していない。
 施業時に実測した場合はその図面により管理していく。

※現況樹種、現況林齢は森林簿に記載された内容。面積は林地台帳に記載された地番の面積。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 森林保険

① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

③ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	林班	小班	区画	1 乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施することにより、針広混交林化を目指すものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を目指すものとする。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性がある判断された場合は、必要な措置を講じるものとする。
浅口市鴨方町本庄字加大神2636	16	□	2	
浅口市鴨方町本庄字加大神2636	16	□	4	
浅口市鴨方町本庄字加大神2638	16	□	2	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	林班	小班	区画	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
浅口市鴨方町本庄字加大神2636	16	□	2	
浅口市鴨方町本庄字加大神2636	16	□	4	
浅口市鴨方町本庄字加大神2638	16	□	2	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 5-6-4	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 浅口市長 栗山康彦			(所在地) 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の 内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
4310	浅口市鴨方町本庄字加大神2637	16	□	2	保安林	0.0666	ヒノキ	34	2024.10.1	5年	別添1参照	別添2参照	別添3参照	

※管理権の設定を受ける森林は、上記所在のうちスギ・ヒノキ林を対象とする。
 添付図面は森林簿、森林計画図、空中写真等を参考にしてスギ・ヒノキの区域を示したものであり、実測していない。
 施業時に実測した場合はその図面により管理していく。

※現況樹種、現況林齢は森林簿に記載された内容。面積は林地台帳に記載された地番の面積。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 森林保険

① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

③ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	林班	小班	区画	
浅口市鴨方町本庄字加大神2637	16	□	2	1 乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施することにより、針広混交林化を目指すものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を目指すものとする。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性がある判断された場合は、必要な措置を講じるものとする。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	林班	小班	区画	
浅口市鴨方町本庄字加大神2637	16	□	2	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 5 - 7	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称)			(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							浅口市長 栗山康彦			岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地			
									(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在		林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期					
4669	浅口市鴨方町本庄字市平3036-14		17	イ	6	保安林	0.6912	ヒノキ	34	2024.10.1	5年	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
4670	浅口市鴨方町本庄字市平3036-14		17	イ	7	保安林		ヒノキ	40	2024.10.1	5年				
4672	浅口市鴨方町本庄字市平3036-3		17	イ	7	山林	0.0186	ヒノキ	40	2024.10.1	5年				
4682	浅口市鴨方町本庄字市平3036-9		17	イ	7	山林	0.0181	ヒノキ	40	2024.10.1	5年				
4683	浅口市鴨方町本庄字市平3036-9		17	イ	7	山林		ヒノキ	45	2024.10.1	5年				
<p style="color: red;">※管理権の設定を受ける森林は、上記所在のうちスギ・ヒノキ林を対象とする。 添付図面は森林簿、森林計画図、空中写真等を参考にしてスギ・ヒノキの区域を示したものであり、実測していない。 施業時に実測した場合はその図面により管理していく。</p> <p style="color: red;">※現況樹種、現況林齢は森林簿に記載された内容。面積は林地台帳に記載された地番の面積。</p>															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 森林保険

① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

③ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	林班	小班	区画	1 乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施することにより、針広混交林化を目指すものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を目指すものとする。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性があるとは判断された場合は、必要な措置を講じるものとする。
浅口市鴨方町本庄字市平3036-14	17	イ	6	
浅口市鴨方町本庄字市平3036-14	17	イ	7	
浅口市鴨方町本庄字市平3036-3	17	イ	7	
浅口市鴨方町本庄字市平3036-9	17	イ	7	
浅口市鴨方町本庄字市平3036-9	17	イ	7	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	林班	小班	区画	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
浅口市鴨方町本庄字市平3036-14	17	イ	6	
浅口市鴨方町本庄字市平3036-14	17	イ	7	
浅口市鴨方町本庄字市平3036-3	17	イ	7	
浅口市鴨方町本庄字市平3036-9	17	イ	7	
浅口市鴨方町本庄字市平3036-9	17	イ	7	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-8-1	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			(名称) 浅口市長 栗山康彦			(所在地) 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢								
1555	浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	5	保安林	0.4649	ヒノキ	34	2024.10.1	5年	別添1参照	別添2参照	別添3参照			
1556	浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	6	保安林		ヒノキ	34	2024.10.1	5年						
1557	浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	6	保安林		ヒノキ	34	2024.10.1	5年						
1559	浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	7	保安林		ヒノキ・スギ	47	2024.10.1	5年						
1561	浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	9	保安林		ヒノキ・スギ	47	2024.10.1	5年						
1565	浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	17	保安林		ヒノキ	34	2024.10.1	5年						
1567	浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	18	保安林		ヒノキ	32	2024.10.1	5年						
<p style="color: red;">※管理権の設定を受ける森林は、上記所在のうちスギ・ヒノキ林を対象とする。 添付図面は森林簿、森林計画図、空中写真等を参考にしてスギ・ヒノキの区域を示したものであり、実測していない。 施業時に実測した場合はその図面により管理していく。</p> <p style="color: red;">※現況樹種、現況林齢は森林簿に記載された内容。面積は林地台帳に記載された地番の面積。</p>																

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1555	浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	5	保安林	0.4649	ヒノキ	34					
1556	浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	6	保安林		ヒノキ	34					
1557	浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	6	保安林		ヒノキ	34					
1559	浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	7	保安林		ノキ・ス	47					
1561	浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	9	保安林		ノキ・ス	47					
1565	浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	17	保安林		ヒノキ	34					
1567	浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	18	保安林		ヒノキ	32					
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>住 所 (同上) 浅口市長 栗山康彦</p> <p>住 所 (同上) XXXXXXXXXX</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>印</p> <p>印</p> </div> </div>													

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 森林保険

① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

③ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	林班	小班	区画	1 乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施することにより、針広混交林化を目指すものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を目指すものとする。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性があると判断された場合は、必要な措置を講じるものとする。
浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	5	
浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	6	
浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	6	
浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	7	
浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	9	
浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	17	
浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	18	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	林班	小班	区画	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	5	
浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	6	
浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	6	
浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	7	
浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	9	
浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	17	
浅口市鴨方町地頭上字トヤガ平1396-1	18	=	18	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 森林保険

① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

③ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	林班	小班	区画	1 乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施することにより、針広混交林化を目指すものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を目指すものとする。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。 なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性があるとは判断された場合は、必要な措置を講じるものとする。
浅口市鴨方町地頭上字津留1402	18	ニ	17	
浅口市鴨方町地頭上字津留1402	18	ニ	18	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	林班	小班	区画	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
浅口市鴨方町地頭上字津留1402	18	ニ	17	
浅口市鴨方町地頭上字津留1402	18	ニ	18	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-9	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称)		(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							浅口市長 栗山康彦		岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地					
											(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢								
6051	浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-1	23	ニ	15	山林	0.9527	ヒノキ	32	2024.10.1	5年	別添1参照	別添2参照	別添3参照			
6055	浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-1	23	ニ	16	山林		ヒノキ	32	2024.10.1	5年						
6057	浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-4	22	ハ	8	山林	0.9209	ヒノキ	34	2024.10.1	5年						
6059	浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-4	23	ニ	15	山林		ヒノキ	32	2024.10.1	5年						
6062	浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-4	23	ニ	16	山林		ヒノキ	32	2024.10.1	5年						
6063	浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-4	23	ホ	1	山林		ヒノキ	32	2024.10.1	5年						
6064	浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-4	23	ホ	3	山林		ヒノキ	32	2024.10.1	5年						
<p>※管理権の設定を受ける森林は、上記所在のうちスギ・ヒノキ林を対象とする。 添付図面は森林簿、森林計画図、空中写真等を参考にしてスギ・ヒノキの区域を示したものであり、実測していない。 施業時に実測した場合はその図面により管理していく。</p> <p>※現況樹種、現況林齢は森林簿に記載された内容。面積は林地台帳に記載された地番の面積。</p>																

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 森林保険

① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

③ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	林班	小班	区画	1 乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施することにより、針広混交林化を目指すものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を目指すものとする。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性があると判断された場合は、必要な措置を講じるものとする。
浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-1	23	ニ	15	
浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-1	23	ニ	16	
浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-4	22	ロ	8	
浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-4	23	ニ	15	
浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-4	23	ニ	16	
浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-4	23	ホ	1	
浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-4	23	ホ	3	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	林班	小班	区画	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-1	23	ニ	15	
浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-1	23	ニ	16	
浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-4	22	ロ	8	
浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-4	23	ニ	15	
浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-4	23	ニ	16	
浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-4	23	ホ	1	
浅口市鴨方町益坂字阿坂谷1858-4	23	ホ	3	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 5-10-1	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				(名称) 浅口市長 栗山康彦				(所在地) 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢									
455	浅口市金光町大谷1128	12	=	20	山林	0.7079	ヒノキ	33	2024.10.1	5年	別添1参照	別添2参照	別添3参照				
456	浅口市金光町大谷1128	12	=	20	山林		ヒノキ	43	2024.10.1	5年							
458	浅口市金光町大谷1128	12	=	21	山林		ヒノキ	33	2024.10.1	5年							
459	浅口市金光町大谷1128	12	=	21	山林		ヒノキ	43	2024.10.1	5年							
465	浅口市金光町大谷1128	12	=	31	山林		ヒノキ	58	2024.10.1	5年							
466	浅口市金光町大谷1128	12	=	31	山林		ヒノキ	33	2024.10.1	5年							
473	浅口市金光町大谷1128	12	=	20	山林		ヒノキ	33	2024.10.1	5年							
474	浅口市金光町大谷1128	12	=	20	山林		ヒノキ	43	2024.10.1	5年							
476	浅口市金光町大谷1128	12	=	21	山林		ヒノキ	33	2024.10.1	5年							
477	浅口市金光町大谷1128	12	=	21	山林		ヒノキ	43	2024.10.1	5年							
483	浅口市金光町大谷1128	12	=	31	山林		ヒノキ	58	2024.10.1	5年							
484	浅口市金光町大谷1128	12	=	31	山林		ヒノキ	33	2024.10.1	5年							
<p style="color: red;">※管理権の設定を受ける森林は、上記所在のうちスギ・ヒノキ林を対象とする。 添付図面は森林簿、森林計画図、空中写真等を参考にしてスギ・ヒノキの区域を示したものであり、実測していない。 施業時に実測した場合はその図面により管理していく。</p> <p style="color: red;">※現況樹種、現況林齢は森林簿に記載された内容。面積は林地台帳に記載された地番の面積。</p>																	

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 森林保険

① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

③ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	林班	小班	区画	1 乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施することにより、針広混交林化を目指すものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を目指すものとする。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。 なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性がある判断された場合は、必要な措置を講じるものとする。
浅口市金光町大谷1128	12	=	20	
浅口市金光町大谷1128	12	=	20	
浅口市金光町大谷1128	12	=	21	
浅口市金光町大谷1128	12	=	21	
浅口市金光町大谷1128	12	=	31	
浅口市金光町大谷1128	12	=	31	
浅口市金光町大谷1128	12	=	20	
浅口市金光町大谷1128	12	=	20	
浅口市金光町大谷1128	12	=	21	
浅口市金光町大谷1128	12	=	21	
浅口市金光町大谷1128	12	=	31	
浅口市金光町大谷1128	12	=	31	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	林班	小班	区画	
浅口市金光町大谷1128	12	=	20	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益はこのものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
浅口市金光町大谷1128	12	=	20	
浅口市金光町大谷1128	12	=	21	
浅口市金光町大谷1128	12	=	21	
浅口市金光町大谷1128	12	=	31	
浅口市金光町大谷1128	12	=	31	
浅口市金光町大谷1128	12	=	20	
浅口市金光町大谷1128	12	=	20	
浅口市金光町大谷1128	12	=	21	
浅口市金光町大谷1128	12	=	21	
浅口市金光町大谷1128	12	=	31	
浅口市金光町大谷1128	12	=	31	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 森林保険

① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

③ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	林班	小班	区画	1 乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施することにより、針広混交林化を目指すものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を目指すものとする。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。 なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性があるとは判断された場合は、必要な措置を講じるものとする。
浅口市金光町大谷1133-1	12	=	20	
浅口市金光町大谷1133-1	12	=	20	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	林班	小班	区画	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
浅口市金光町大谷1133-1	12	=	20	
浅口市金光町大谷1133-1	12	=	20	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。